

七斗以上七十斗以下 一斗以上一斗以下
十斗以上 一斗以上一斗以下
五十四日分
二十九日分

右ハ會社創シ大正七斗一斗以上を算スルコト
三 退職手当

自己都合ヨリ退職ノ場合解雇手当ノ五割支給スルコト
左衰者又病氣退職ノ場合 八割支給スルコト

二 兵役ニ對スル職務者保護法ノ件

現役中ハ勤続ト看做スルコト
除隊後ハ直々ニ就職セシムルコト

四 昨斗判後改正當時會社ノ声以セテ昇給ヲ行ハシムルコト
五 勸業博立ラ會社ノ直接職ニトナスコト

以上

而共十七日午下之時半ハリ聯合会ヲ布キ而ハテハ 會員大
會ヲ開キ 此ノ要本果ニ對テスル積欠金を納ムルことニ
債銀債上ノ屬シテ激然テ海兵ヲ行ハシムルコトヲ 遂ニ幹
部ノ談得ヲ以テハリ漸ク諒解セシムルことニ至リ得ル
其日はある系總同長を部より應接トシテ亦兼建一申出
第次東野シ、持リテ書キテトコアリヤ
斯ノ十日聯合會幹部ハ要本果を會社ニ提出ス
以テ所一應縣者局ノ諒解を得ル必要アリトシ、今女
岡野會、ハ者ヲ相妙ノニ名 北原教言所、部長トシテ
會社ニ對シ一書ヲ果ノ内容ニ關シ陳述スルことニありしが
當會本部長ハ漸ク諒解を得ル事トシテナリ。
おしふに昨午争儀、亦ハ於ケル知事御信ノ行リを録ク上今